

# 告示

## 埼玉県告示第千二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
みやぎ訪問介護ステーション	上尾市小泉二六一	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和三年四月一日
ひろせ西武薬局	狭山市広瀬東三 一三一一八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和六年七月三十一日